

重要事項説明書

株式会社アミーゴ島根
小規模多機能型居宅介護事業所
大東ゆりさわ

<令和6年6月1日現在>

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス又は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

(1) 法人種別名	株式会社アミーゴ島根
(2) 主たる事業所の所在地	島根県松江市宍道町佐々布2130-1
(3) 電話番号	0852(66)7024
(4) 代表取締役氏名	代表取締役 百合澤正志
(5) 設置年月日	平成14年8月29日
(6) 他の介護保険関連事業	グループホームゆりさわ デイサービスだんだん グループホーム雲南・ゆりさわ 小規模多機能型居宅介護事業所 雲南ゆりさわ 指定居宅介護支援事業所 ゆりさわ居宅介護支援事業所 デイサービスセンターうしお湯治村 あっとホームゆりさわ

2. 事業所

(1) 事業所の種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
(2) 事業者番号	3291400053
(3) 事業所名	小規模多機能型居宅介護事業所 大東ゆりさわ
(4) 事業所所在地	島根県雲南市大東町中湯石82番地
(5) 電話番号	0854(43)8335
(6) 管理者氏名	三木 将徳
(7) 事業所の運営方針	利用者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、 通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助をおこなうことにより、利用者の日々の暮らしの支援を行い、また要介護者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ります。
(8) 開設年月日	平成21年3月1日

<居室等の概要>

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	個室	9室	ベッド完備
	畳部屋		
	合計	9室	
居間		食堂と兼用・洗面所 2箇所	
食堂		居間と兼用	
台所		リビングに設置・厨房別 1箇所	
浴室		1箇所リフト浴	
消防設備		自動火災報知器・非常用照明・誘導灯・消火栓	
その他		全室暖房完備・トイレ洋式 2箇所	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 大東町、木次町、加茂町

※上記以外の地域の方は原則として当該事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	9時30分～16時30分
訪問サービス	随時
宿泊サービス	16時30分～9時30分

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス（以下、「小規模多機能型居宅介護サービス」とする。）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職員の職種	常勤		非常勤		常勤換算	指定基準	職務の内容
	専従	兼務	専従	兼務			
1. 管理者		1			0.5	1	事業内容の調整
2. 介護支援専門員				1	0.6	1	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	7	1	6	4	10.2	4	日常生活の介護・相談業務
4. 看護職員	1				1	1	健康チェック等の医療業務
6. 事務職員			1		0.3		物品管理・事務業務

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

(例) 週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名 (8 時間×5 名÷40 時間=1 名) となります。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者	勤務時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
2. 介護支援専門員	勤務時間 9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
3. 介護職員	主な勤務時間 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 夜間の勤務時間 1 9 : 0 0 ~ 8 : 0 0
4. 看護職員	主な勤務時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の 2 つの場合があります。

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護給付または予防給付される場合
(介護保険、介護予防の給付対象となるサービス) |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合
(介護保険、介護予防の給付対象とならないサービス) |

(1) 介護保険給付または予防給付の対象となるサービス (契約書第 4 条参照)

以下のサービスについては、利用料金の 9 割～7 割が介護保険または介護予防から給付され、利用者の自己負担は費用全体の 1 割～3 割 (介護保険負担割合証に提示) の金額となります。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・ 食事の提供および食事の介助をします。
- ・ 調理場で利用者が調理することができます。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。弁当を持参されてもいいです。

② 入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・ 入浴サービスの利用は任意です。

- ③ 排泄
 - ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行いません。
- ④ 機能訓練
 - ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を予防するよう努めます。
- ⑤ 健康チェック
 - ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
- ⑥ 送迎サービス
 - ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄などの日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ① 医療行為
 - ② ご契約者もしくはそのご家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - ③ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - ④ ご契約者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤ その他ご契約者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄などの日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金>（契約書第5条参照）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

- ・利用料金は一ヶ月ごとの包括費用（定額）です。
- ・次ページの料金表によって、ご契約者の要介護状態に応じたサービス利用料金から介護保険給付費または予防給付費を除いた金額（自己負担額）をお支払いください（サービス利用料金は、ご契約者の要介護状態に応じて異なります）。

<同一建物居住者以外> (1か月)

	要支援1	要支援2
介護予防 小規模多機能型居宅介護費	3,450 単位	6,972 単位

(1か月)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
小規模多機能型居宅介護費	10,458 単位	15,370 単位	22,359 単位	24,677 単位	27,209 単位

<同一建物居住者：住宅型有料老人ホーム入居者>(1か月)

	要支援 1	要支援 2
介護予防 小規模多機能型居宅介護費	3,109 単位	6,281 単位

(1か月)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
小規模多機能型居宅介護費	9,423 単位	13,849 単位	20,144 単位	22,233 単位	24,516 単位

○上表の単位数×10円のうち、1割～3割（介護保険負担割合証に提示）をご負担いただきます。

○月ごとの包括料金ですので、ご契約者の体調不良や状況の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりもご利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

○月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

- ・ 登録日…利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
- ・ 登録終了日…利用者と当事業所の利用契約を終了した日

○ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。（下記（2）アおよびイ参照）

○長期滞在利用の方に限り、居室の現状復帰に関する費用を契約精算時にいただきます。

○介護保険給付額または予防給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ 加算

イ-1 初期加算

1日につき 30 単位

小規模多機能型居宅介護支援事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間について必要になります。30 日を越える入院されたあとに再び利用を開始した場合も同様です。

イ-2 サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

1月につき 350 単位

対象者は、利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち 30%以上が勤続年数 7 年以上である事業所の利用者です。

イ-3 看護職員配置加算（Ⅰ）※介護予防は除く

1月につき 900 単位

専従の常勤看護職員を1名以上配置している事業所の利用者です。

イ-4 認知症加算 ※介護予防は除く

認知症加算（Ⅲ）

1月につき 760 単位

対象者は日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者です。（認知症日常生活自立度Ⅲ以上、主治医意見書で判断）

認知症加算（Ⅳ）

1月につき 460 単位

対象者は要介護2に該当し、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者です。（認知症日常生活自立度Ⅱ、主治医意見書で判断）

イ-5 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）

1月につき 800 単位

対象者は、個別計画書の随時見直しと地域活動への参加機会を確保している事業所の利用者です。

イ-6 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

1月につきサービス総単位数×14.6%

対象者は、キャリアパス要件・月額賃金改善要件・職場環境等要件の3種要件を満たしている事業所の利用者です。

イ-9 特別地域加算

基本報酬×15%

厚生労働大臣が定める特別地域（大東町旧海潮村が該当）に所在する事業所がサービス提供を行った場合。

○イ 1～9 の加算の単位数×10 円のうち、1 割または 2 割または 3 割（介護保険負担割合証に提示）をご負担いただきます。

☆短期利用居宅介護（緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応）

宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録以外の短期利用が可能となります。

（※1日につき）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	424 単位	531 単位	572 単位	640 単位	709 単位	777 単位	843 単位

<加算>

1 サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

1日につき12単位

2 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

サービス総単位数×14.6%

○登録者の数が登録定員未満であること。

○利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。

○利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。

○指定小規模多機能型居宅介護等が提供するサービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと。

○指定基準に定める従業員の員数を置いていること。

以上の要件を満たすと短期利用居宅介護が利用できます。

（2）介護保険給付または予防給付の対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担になります。

<サービスの概要と利用料金>

ア 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

○料金—朝食：330円 昼食：580円 夕食：580円

イ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

○1泊—1,980円

ウ おむつ代

オ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代の実費をいただきます。必ず事前に連絡し同意を得てから実費支払いいただきます。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので次のいずれかの方法により翌月20日までにお支払ください。（1ヶ月満たない期間のサービスまたは短期利用居宅介護に関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）。

- (ア)口座引き落とし (JA・山陰合同銀行・ゆうちょ銀行)
- (イ)銀行振込み
- (ウ)直接現金支払い

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第 6 条参照)

- 小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅サービスの利用を中止または変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- 5.(1)の介護保険給付または予防給付の対象となるサービス(短期利用居宅介護は除く)については、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービス利用回数などを変更された場合も1ヶ月の利用料金は変更されません。ただし、5.(2)の介護保険給付または予防給付の対象外のサービスについては、利用予定の2日前まで申し出なく、利用を中止された場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。

食事変更のご連絡を頂く日	対応
ご利用の2日前 正午12:00まで	○キャンセル無料 ○追加可
ご利用前日及び当日	○キャンセル料実費分100% ○追加不可 (ご用意頂く場合もあります)

※サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示し協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果などは書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について（契約書第 18 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 三木 将徳（職名）管理者

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9時30分～17時30分

○電話番号 0854-43-8335

（2）行政機関その他苦情受付機関

雲南市大東健康福祉センター	所在地 雲南市大東町大東1038 電話番号 0854（43）6142 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
雲南広域連合	所在地 雲南市木次町里方1100-6 電話番号 0854（47）7342 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

○運営推進会議

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護に知見を有する者等

開催：2ヶ月に1回開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言について記録を作成します。

8. サービス評価の実施

当事業所では、年に1回、提供するサービスの質を自ら評価（自己評価）するとともに、運営推進会議にて外部の者による評価（外部評価）を受けて、それらの結果を公表しています。下記のとおりサービス評価を行い、質の確保・向上を図っています。

○サービス評価

自己評価…20 年 月

外部評価…20 年 月

評価者…運営推進会議出席者

評価結果の公表…株式会社アミーゴ島根ホームページへの掲載、事業所内掲示

9. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本にしつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

○協力医療機関：雲南市立病院 晴木医院 ドレミ歯科医院 杉谷内科医院

10. 非常火災時の対応

非常火災には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

○消防署の届出日：平成21年3月 防火管理者 深田 明徳

○消防用設備：自動火災報知機、非常通報装置、ガス漏れ探知機、非常用照明誘導灯、消火器、スプリンクラー

※ 自治体の地域防災計画との関係も考慮しながら記載することが考えられます

11. サービス利用の留意事項

○サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください

○事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。

○他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮してください。

○所持金は、自己の責任で管理してください。

○事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護事業所 大東ゆりさわ

説明者氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者氏名 _____ ㊞

利用者の心身の状況により、署名捺印が出来ない場合は代理人を選定します。

代理人氏名 _____ (続柄 _____) ㊞

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第88条により準用する第9条の規定に基づき、利用者申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。